

9月入学について考える

茨城県教育研修センター副参事 安藤 昌俊

Considerations for September Admission

ANDO Masatoshi

【要旨】

新型コロナウイルス感染症の流行による学校の臨時休業の中で沸き起こった「9月入学論議」、国民的議論にまで高まらずに二ヶ月程度で自然消滅的に終焉した。この論議がどのようにして始まり、どのようにして収束したのかを検証しつつ、高等教育だけならば相応の理解ができて、初等・中等教育段階を含む9月入学については、今後の我が国にとって有益なのか、教育関係者としての考察を行った。

キーワード：9月入学、新型コロナウイルス感染症の流行、世界（国際）基準、 Semester制、日本版ギャップイヤー

1 はじめに

私は大学時代に西洋史学を専攻していたこともあり、学生時代から高校の世界史の教員であった期間だけでなく、教育行政に従事していた期間も、様々な情報を自分自身が正しく理解するために、頭の中で情報を時系列的に並べなおし、情報が客観性を有するかどうかを精査し、自分の知識として有効かどうかを判断するような思考方法を日常的にとってきた。

現在、大学で西洋史の講座を担当しているが、新型コロナウイルス感染症の流行のために対面授業ができず、オンライン授業は授業者と学生との間でフィードバックのために二倍以上の労力がかかることから課題研究型の授業を実施している。「ブレグジットは何故起きたか」「ポピュリズムとは何か」「欧州債務危機はどのようにして乗り越えたか」「EUは移民・難民にどのような対応をしてきたか」「欧州統合は成功したと言えるのか、それとも失敗であったのか」等々、毎回異なる課題を設定して講座を進めているが、この講座でも自分のこれまでの思考方法と同様に、設定したテーマについて学生たちに事前に多くの情報を収集させ、学生自身の知識として定着させるために情報を自ら整理させ客観性を持たせるための作業を行わせている。学生の中には、情報量が少なすぎて特定の学者や研究者の考えを鵜呑みにしてしまったり、偏った考えをレポートにまとめる学生がいたり、逆に獲得した情報量が多すぎて整理することができず客観的認識まで到達できない学生もいるが、多くの学生はインプットした情報を自ら取捨選択し、整理してエビデンスに基づく認識として高めて、自分自身の有用な知識としてアウトプットすることができるようになってきていると実感している。

2 9月入学の話題が終始した経緯（時系列的に整理したもの）

2020.2.27	・新型コロナウイルス感染症対策本部で安倍晋三首相が、3月2日以降の全国すべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の春休みまでの一斉休校を要請する考えを表明。																																
2.28	・全国的な反響の大きさに、首相が衆議院予算委員会で「各学校、地域で柔軟に判断していただきたい」旨の答弁。																																
3.3～	・全国のほぼ全ての学校が臨時休業となる。 【文部科学省（令和2年3月19日時点）「学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について」】によれば、一斉休業要請期間中に臨時休業を実施した学校の割合は次のとおり。																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公立</th> <th>国立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>99.0%</td> <td>100%</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>99.0%</td> <td>100%</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>98.9%</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>98.8%</td> <td>100%</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>97.6%</td> <td>100%</td> <td>64.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>98.9%</td> <td>100%</td> <td>97.8%</td> </tr> </tbody> </table>		公立	国立	私立	小学校	99.0%	100%	97.9%	中学校	99.0%	100%	98.3%	義務教育学校	98.9%	100%	—	高等学校	98.8%	100%	97.9%	中等教育学校	100%	100%	100%	特別支援学校	97.6%	100%	64.3%	計	98.9%	100%	97.8%
	公立	国立	私立																														
小学校	99.0%	100%	97.9%																														
中学校	99.0%	100%	98.3%																														
義務教育学校	98.9%	100%	—																														
高等学校	98.8%	100%	97.9%																														
中等教育学校	100%	100%	100%																														
特別支援学校	97.6%	100%	64.3%																														
計	98.9%	100%	97.8%																														
	○ 3月16日以降の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・3月16日までに再開した学校 : 約 1150校 (3.5%) ・当初から臨時休業していない学校 : 約 350校 (1.0%) ・3月16日時点で開校している学校 : 約 1500校 (4.5%) 																																
4.3～	・学校の教育活動再開																																
4.7	・首相、新型コロナウイルス感染者の多い7都道府県に緊急事態宣言。																																
4.16	・首相、緊急事態宣言を全国に拡大。13都道府県は「特別警戒都道府県」に指定される。多くの都道府県では、再び学校の臨時休業へ																																
	【文部科学省（令和2年4月22日時点）「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」】によれば、4月																																

22 日時点で臨時休業をしている学校の割合は次のとおり。

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	73%	94%	74%	74%
小学校	95%	99%	98%	95%
中学校	95%	99%	99%	95%
義務教育学校	95%	100%	100%	95%
高等学校	97%	100%	98%	97%
中等教育学校	100%	100%	100%	100%
特別支援学校	96%	98%	79%	96%

- 4.27
- ・国民民主党、9月入学を議論するワーキングチーム結成。
 - ・日本維新の会、首相に「新型コロナウイルス対策に関する宣言」を提出し、9月入学への移行を要請。
- 4.28
- ・全国17の県知事の政策提言オンライン会議で、臨時休校が続いている状況を踏まえ9月入学の導入を含めた対策の検討を政府に要請する旨、29日の全国知事会に提案することにした。
- 4.29
- ・全国知事会で、村井宮城県知事、小池東京都知事が入学や新学期の開始を9月に延期すべきと発言し、吉村大阪府知事、黒岩神奈川県知事らが賛同。
 - ・衆議院予算委員会で首相が9月入学の検討を開始することを表明。萩生田文部科学大臣も検討に前向きな考えを表明。
- 5.1
- ・日本PTA全国協議会が9月入学制度について時間をかけて慎重に検討する旨の緊急要望書を文部科学省に提出。
- 5.8
- ・議員グループ共同代表の自民党稲田幹事長代行が首相と面会し、9月入学を検討するよう要望。
- 5.11
- 【文部科学省（令和2年5月11日時点）「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」】によれば、5月11日時点で臨時休業をしている学校の割合は次のとおり。

	公立	国立	私立	合計

幼稚園	77%	84%	69%	73%
小学校	88%	90%	90%	88%
中学校	88%	90%	92%	88%
義務教育学校	87%	100%	100%	88%
高等学校	90%	93%	88%	89%
中等教育学校	100%	100%	88%	96%
特別支援学校	90%	82%	60%	89%

- 5.14
- ・政府、緊急事態宣言を39県で解除、8都道府県は継続。
 - ・首相の記者会見で「9月入学も有力な選択肢の一つで、前広に検討したい」旨の発言。
 - ・全国連合小学校長会「9月入学・始業の導入に関わる意見書」を文部科学省に提出し、コロナ収束後に時間をかけて検討するよう要望。
- 5.15
- ・文部科学省の担当者が衆議院文部科学委員会において、9月入学を導入した場合、小学生から大学生までの教育負担費用が合計3兆9000億円増えるという試算を報告。
- 5.18
- ・自民党「秋季入学制度検討ワーキングチーム」で、複数の大学関係者からのヒアリングで9月入学の問題点が指摘される。
 - ・国公立大学三団体の永田国立大学協会会長、中田公立大学協会事務局長、長谷山日本私立大学団体連合会会長は、9月入学の導入について十分な議論尽くすよう要求。
- 5.22
- ・日本教育学会は「9月入学よりもいま本当に必要な取組を～より質の高い教育を目指す改革へ～」と題する提言書を文部科学省に提出。
 - ・全国高等学校協会会長は、教員の人事異動、カリキュラム再編等、課題が多いと発言。
 - ・自民党の一部の国会議員が、9月入学について慎重に検討するよう執行部に申し入れ。
- 5.25
- ・政府、緊急事態解除宣言を発出。約1ヶ月半ぶりに全国で解除。多くの都道府県で学校の教育活動再開へ
 - ・全日本私立幼稚園連合会と全日本私立幼稚園PTA連合会は、自民党「秋季入学制度検討ワーキングチーム」に意見書を提出し、幼児教育・保育の観点から課題を指摘。

5.26	・自民党作業チームが党员からの意見を聴く場を設けた際、反対論が続出。 ・公明党山口代表が記者会見で、9月入学について時間をかけた十分な議論が必要と述べた。																																								
5.29	・自民党作業チーム、9月入学には国民的な合意が必要として直近の導入は困難とする提言書を了承。																																								
6.1	【文部科学省（令和2年6月1日時点）「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」】によれば、6月1日時点の学校の再開状況は次のとおり。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>公立</th> <th>国立</th> <th>私立</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td>98%</td> <td>98%</td> <td>98%</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>99%</td> <td>97%</td> <td>91%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>99%</td> <td>94%</td> <td>92%</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校</td> <td>97%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>94%</td> <td>96%</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>100%</td> <td>75%</td> <td>89%</td> <td>91%</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>98%</td> <td>93%</td> <td>90%</td> <td>96%</td> </tr> </tbody> </table>		公立	国立	私立	合計	幼稚園	98%	98%	98%	98%	小学校	99%	97%	91%	99%	中学校	99%	94%	92%	99%	義務教育学校	97%	100%	100%	97%	高等学校	100%	80%	94%	96%	中等教育学校	100%	75%	89%	91%	特別支援学校	98%	93%	90%	96%
	公立	国立	私立	合計																																					
幼稚園	98%	98%	98%	98%																																					
小学校	99%	97%	91%	99%																																					
中学校	99%	94%	92%	99%																																					
義務教育学校	97%	100%	100%	97%																																					
高等学校	100%	80%	94%	96%																																					
中等教育学校	100%	75%	89%	91%																																					
特別支援学校	98%	93%	90%	96%																																					
6.2	・公明党から首相へ9月入学についての提言書が提出され、デメリットが大きく拙速に検討を進めるべきでないとし入れ。 ・自民党作業チームが首相に提言書を提出。首相から今年度や来年度からの9月入学の導入を事実上、見送る意向を伝えた。																																								
6.4	・全国知事会が9月入学の検討を継続するよう国に求める提言書をまとめた。																																								
6.5	・文部科学大臣が記者会見で、9月入学について直ちに導入することは想定していないと表明。																																								

以上のように、9月入学論議を時系列的に俯瞰してみると、新型コロナウイルス感染症の流行による学校の臨時休業の中で沸き起こったことが理解できる。2月末の首相による突然の学校休業要請で春休みまでの休業が行われ、春休み以降もほとんどの都道府

県で学校の教育活動の再開には慎重であったこと。4月に入って一時教育活動が再開された時期はあったものの、4月半ばに政府の緊急事態宣言の全国拡大を受けすべての校種において再び休業措置が採られることになった。新型コロナウイルス感染症流行の第一波が減少傾向を示した5月半ば、政府により39県で緊急事態宣言が解除され、残る8都道府県も含め5月25日には全国で緊急事態解除宣言が発出されて、漸く6月には全国ほとんどの学校で授業が再開されたのである。都道府県市町村によって学校の臨時休業日数には差があるものの、9割以上の学校が3月から5月までの約3ヶ月間、休業をせざるをえなかった。こうして、学校の教育活動に多大な影響が生じたことが背景となって、その救済措置として9月入学論議が政治的に浮上したと理解できる。

首相による2月27日の突然の学校一斉休業要請の翌日、一転して任命権者たる地方自治体や私学の権限で柔軟に判断して欲しいとの態度変更は、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を理解していれば、当然至極の話である。その反面、地方自治体に設置されている教育における地方自治の組織である教育委員会の審議が、慎重かつ十分な時間を割いて行われなかったことの方が驚きと落胆を感じている。「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの」から任命されたはずの教育委員やその他の教育委員会職員は、教育の専門家である学校の教職員を管理・指導するほか、教育に関する様々な事務を執行しなければならない。国と地方の役割分担が法律によって明確に規定されているにもかかわらず、教育における地方分権が確固としたものになっていない状況を露呈することになった。

4月当初にツイッター上に書き込まれた高校生の投稿や4月中旬のネットによる署名活動は高校生たちの本音そのものであるし、言論の自由に基づく戦後のリベラルな教育の賜と言ってよい。国民の一員たる高校生たちの叫びに真剣に耳を傾けた政治家たちが与党、野党だけでなく全国知事会のメンバーの中にも賛同者がいても何ら不思議なことではない。しかし、この論議が沸き起こったその瞬間に、メリットよりデメリットの方が大きすぎると客観的に判断できた人たちが大勢存在するのである。その人たちは、マスコミで大々的に取り上げられる評論家や様々な分野のコメンテーターたちの考えを聞いて、私同様当然呆れていたに違いない。教職員や教育学者、教育行政に携わるプロパー等は、教育に関する様々な分野の専門家である。そのような教育の専門家たちの意見や要望が、最終的には9月入学論議を収束させる抑止力になった訳であるが、専門家たちからの意見をもっと早期に聴く態勢となっていれば、このような混乱を招くことはなかったと思われる。

また、今回の9月入学論議について書かれた評論等を多く読んでみたが、「政治主導だとか」、「世界標準だとか」何ら9月入学についての本質的な考え方が出てこないのは、残念としか言いようがない。

以上のようなことから、9月入学についての詳細な検証と考察が必要と考え、本稿を書くことになった。

3 9月入学を考える前に学校の臨時休業中に考えたこと

臨時休業期間中、学校はどうしていたのかと言えば、まったく教育活動を停止していたわけではなかった。双方向のオンライン授業、動画配信、課題提示など、様々な方法

で教育活動を続けていたわけで、私自身も最初に述べたように課題を提示して講座を進めていた。しかし、長期間の非常事態時に普段の対面授業ではない様々な手段を使ってみると、初めて気付くこともあった。普段の授業と同程度の効果をあげるためには、様々な工夫が必要になってくるということである。

今年度から小学校では新学習指導要領による教育活動が始まっている。今後、中学校や高等学校の新学習指導要領がそれに続くわけで、その教育改革の骨子となるキーワードは、児童・生徒に『主体的・対話的で深い学び』をさせることである。このため現場の学校では、教職員がこれまでの授業を改善し、児童・生徒が主体的に授業に参加できるような工夫をしてきている状況である。ナショナルセンター的役割を担っている教職員支援機構も、都道府県等にある教育研究所も教職員研修の中身そのものの改善を行い、『主体的・対話的で深い学び』につながる指導法の研修にこれまで積極的かつ継続的に取り組んできた訳である。教職員研修に携わる者として、教員自身の指導法そのものがここ数年で質的に変化してきていると、現在の教育改革にある一定の成果を実感しているところである。

新型コロナウイルス感染症の流行で学校の臨時休業が続いたことで、通常の対面授業の効果と同程度の効果を出すことができた教員は、オンライン等の手段で知識・情報を児童・生徒にインプットする手段として使い、児童・生徒に学習させた上で、課題提出というかたちで理解した知識をアウトプットさせる作業、またはこれとは逆に、資料として教員が提示したものをインプットする手段として使い、オンライン等の方式を児童・生徒の知識をアウトプットする作業として行った人たちである。私自身もこのようなやり方を使って大学の講座を進めた訳であるが、学生たちの評価は大変、好評であった。

つまり、双方向のオンライン授業、動画配信、課題提示など手法は、普段の対面授業の倍以上の労力が必要ということである。今回の臨時休業の時期に全国の初等・中等・高等教育機関が採用したオンライン等の手法で、ただ知識や情報を提供するだけのインプット型の授業をした教員は、児童・生徒・学生たちから高い評価を受けることができなかったのは当然の結果である。学校の臨時休業が続いたことで、オンライン授業の効果とやり方を含めたその限界が明白となったと言えるのではないかと思う。

4 過去における9月入学に関する検討

(1) 昭和62年臨時教育審議会第四次答申

秋季入学制についてすべての教育段階について検討し、以下の三点について意義を評価している。

- ① 夏休みを学年の終わりとすることで、学校運営上の観点から、夏休みに人事異動、新年度の年間教育計画の作成等の準備を行うことができる（より合理的な学年暦への移行と学校運営上の利点の視点）。
- ② 国際社会において教育の面でも国際的に合わせていくことが重要。諸外国との教員・学生の交流拡大や帰国子女受け入れの円滑化が図られる（国際的に開かれた教育システムの視点）。
- ③ 家庭や地域社会における交流や自然との触れ合いなど、夏休みの活用の仕方

が工夫されると期待される（生涯学習体系への移行の視点）。

その一方で、直ちに秋季入学に移行することについては、国民生活全般へ及ぼす影響が大きいことから、国民の理解と協力を得る必要があるとしている。

さらに、移行に当たっては、全学年一斉を2年に分けて行うなど、方法を十分検討することが必要としている。

(2) 平成9年中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」

高等教育段階のみについて検討し、4月入学を基本としながらも、 Semester制などカリキュラム上の配慮を行った上で、海外帰国生徒・留学生や社会人以外に多様な選抜方法や評価尺度を用いて一般受験生の枠を設定するなど、秋季入学を拡大していくことも必要としている。

(3) 平成10年大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」

大学の学年暦が異なる諸外国との学生の移動を円滑にできるよう、秋季入学の推進を一層図ることと、大学入学機会の複数回化という観点からも秋季入学は有効としている。

(4) 平成12年大学審議会答申「大学入試の改善について」

秋季入学について、学校教育法施行規則の改正で平成11年度から各大学の判断で柔軟に導入できるようになったが、留学生や帰国子女等を対象にした一部の大学に止まっているため、一般選抜における秋季入学の導入を積極的に求めた。

(5) 平成12年教育改革国民会議「教育を変える17の提案」

国際化を促進し、高校卒業後の学生に社会体験などの時間を与える観点から、大学の9月入学を積極的に推進することを提案した。

(6) 平成19年教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を」

既に約150の大学で行われている秋季入学（9月又は10月入学）を普及促進し、入学前の半年間に奉仕活動、ボランティア活動、海外支援活動等の多様な体験を通じ豊かな感性や徳目を身に付けるよう提案するなど、大学の9月入学を拡大するよう求めた。

(7) 平成19年教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を」

海外からの帰国生徒や海外からの留学生の要請に応えるとともに、日本版ギャップイヤーなどの導入による若者の多様な体験機会を充実させる観点から、大学・大学院における9月入学を大幅に促進すること。

国立大学については、次期中期目標策定の際にガイドラインを示して、9月入学を積極的に受け入れる大学・大学院を支援し、全部の国立大学での9月入学枠の設定を実現すること。私立大学でも9月入学枠設定を促進し、運営費交付金、私学助成金等により支援措置を講ずることなど、9月入学の大幅促進を求めた。

(8) 平成26年学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議「学事暦の多様化とギャップイヤーを活用した学外学修プログラムの推進に向けて」

日本の海外留学者数が平成16年の約8万3千人をピークに平成23年には約3割減少していること、インターンシップも体験比率が非常に低く、期間も1～2週間程度の短期プログラムがほとんどを占め、1か月以上の中長期や海外へのイ

ンターンシップが極めて少なく、海外のギャップイヤーのような習慣もないことから、各大学独自に導入を検討するよう求めた。

また、近年秋入学など導入している大学が増加傾向にあるものの、入学者数では約2千人（全体の約0.3%）と少ないこと、しかも留学生が約7割を占め、日本人学生が極めて少数であること。我が国のすべての大学が秋入学に移行しようとした場合は、以下のメリットがあったとした。

- ① 欧米の大学の学事暦に合わせることができ、国際的に学生の流動性が向上
- ② 高等学校卒業後から大学入学までの期間を活用した学修体験の豊富化
- ③ 入試を年度末でなく、高校教育の成果をより適切に評価しえる時期に実施可能

その反面で、高等学校の卒業時期を3月のままにして大学だけを全面的に秋入学に移行するとなると、大学入学までの約5か月間の空白期間が生じてしまうことから、若者がその期間無為に過ごしてしまうおそれや家計負担が増加してしまう懸念、また、大学生の卒業時期が夏になることから、現行の就職慣行、司法試験や医師国家試験等の公的な資格試験等の仕組みと整合しないなどの様々な課題を指摘している。

以上、これまでの臨時教育審議会、中央教育審議会、大学審議会、教育再生会議等で検討されてきた9月入学論議は、最初の臨時教育審議会ですべての教育段階を対象とした検討ではあったものの、中央教育審議会以降は、国際基準に合わせて留学生や社会人等の入学を増加させるという目的で、高等教育段階のみでの9月入学論議となっていたことが窺える。つまり、幼児教育、初等教育、中等教育は、教育上の問題、社会全般における問題等を考えれば、到底無理だと考えられてきたと言えるのである。

5 文部科学省が関係省庁の協力を得て整理した主な課題

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業が長期化する事態を想定した対応の選択肢の一つとして、文部科学省が関係省庁の協力を得て課題の整理を行った情報が、令和2年7月31日にWebサイトに掲載された。

それによると、「9月入学に関する課題の概要」として、9月入学一般の課題としては、定着している国民の生活習慣、各種試験や行事等の時期への影響のほか、会計年度と異なる学年に基づき、教職員等の任用、就職採用、各種の手当等の支給期間の始期・終期に影響が生じることから、これらに伴う移行事務、既存手続き等の変更が、全国の自治体や学校、関係団体で、数多く必要となるとしている。さらに、今回のように、臨時休業等の影響に伴って学年の終期を8月に延長する場合、また、来年度9月の新入生について、スペースや保育士、教員等が必要となり、確保できない場合、必要な保育、教育が受けられない者（待機児童等）が発生したり、子育てや教育に対する支援期間の延長等も必要になるとしている。

さらに、「9月入学に移行する際の教育に関する主な課題」として、次の8項目を挙げている。

- ① 就学時期に関する保護者等の不公平感
- ② 教職員の増員・教職員の定年等、財源の確保や学校運営の支障への懸念
- ③ 移行期の児童生徒数の増加に対応するため、教室不足が発生するなどの学校施設の課題
- ④ 部活動等に関する大会の開催の日程変更等の課外活動の課題
- ⑤ 入試の実施時期の調整
- ⑥ 各種国家資格試験の実施時期の調整
- ⑦ 追加的な教育費用負担
- ⑧ 実務（学校における指導等）への影響

また、「9月入学に移行する際の社会全般に関わる主な課題」として、次の6項目を挙げている。

- ① 卒業時期の後ろ倒しに伴う欠員や人手不足などの労働力に関する課題
- ② 受け入れスペースや保育士の確保等、保育所・育児に関する課題
- ③ 各種手当の変更やシステム改修など扶養、子育ての支援に係る給付等の課題
- ④ 従来からの国民意識・国民の生活慣習から生じる課題
- ⑤ 義務教育の終了時期の変更に伴う影響
- ⑥ その他として、学生の逸失利益等の課題

以上、教育と社会全般、二つの観点からの課題の他に、「9月入学に関連して改正の検討が必要な法律の例」として33の法律を挙げている。

このようにして、文部科学省が関係省庁の協力を得て整理した主な課題を俯瞰してみると、元々、高等教育機関だけを対象に9月入学を検討してきた訳で、一部の大学・大学院で9月入学を導入していても、入学者数自体が増加していないのが現状である。さらに、全校種を対象に一斉に導入しようとするれば、様々な課題が発生することは当然のことである。9月入学論議が突然でてきた際に、全国のすべての教育関係者が「絶対に無理」と瞬間的に考えたのも当然至極のことである。

この考察では、文部科学省が課題として挙げた一つ一つのことについて、検証しようとは毛頭考えていないし、検討自体が意味を持つとも思えない。教育現場の目線に立ち、教師や児童生徒が9月入学をどう捉えているのか、どのようなことが彼らにとって重要な課題であり、そのことを完全に解決しなければ、9月入学は将来的にも難しいのではないかという視点に立って、考察していきたいと思う。このように考えたのは、この論議がマスコミで取り上げられ、世間の多くの人たちを騒然とさせた割には二ヶ月程度で自然消滅的に終焉したこと。そして、この間議論そのものの質が高まることは一切なく、一般国民の教育に関する意識と理解からかけ離れた別の次元で行われていたことに、私自身が衝撃を受けたことである。教育関係者の中には私と同じように、この9月入学論議を傍観していた人が多いと推測するが、児童生徒に責任を持って教育活動を日々行っている教職員やそれらの教職員に研修や指導等を行っている教育委員会や学校以外の教育関係機関の教育専門職や教育行政職員からすれば、何と無責任な議論であったのかと考えていたに違いない。

6 9月入学を現場目線で考える

(1) 児童・生徒の立場で想定される主な課題

国際基準に合わせて留学生や社会人等の入学を増加させるという目的から、大学等で9月入学論議を考えることは、とても理にかなっているし、一部の大学学部等で既に導入されていることから、特に考察をする必要はない。問題は、全校種に拡大する必要があるのかということである。

そこで、最初に考えなければならないのは、教育を受ける側が被るだろうと想定される課題である。この課題が解決される見込みが初めて、現実の問題として検討されるべきことなのである。

① 信頼する教員から指導が受けられる保障

ある先生に教わって勉強に興味を持つようになったとか、ある先生に生徒指導や特別活動の指導を受けたから考え方が変わったなど、教員の存在は児童・生徒にとって、その後の人間形成にとっても大きい影響を与える。そのため、教員が年度途中で異動することは一般的には有り得ないし、教員側も年度末又は卒業までは責任を持とうと考える。私の個人的な経験からも、教えていた生徒が高校を卒業する一年前に異動し教育専門職となった時は、生徒のことを考えると異動を断ろうと考えたほどであるし、生徒からは異動しないで欲しいと懇願された。

長期間同一学校で教えることが可能な私立学校教職員とは異なり、公立学校教職員は定期人事異動によって数年間隔で異動を繰り返すことが義務付けられている。教育公務員は学校教育機関以外の部門に異動することもあるし、また、その逆もある。教育公務員だけが9月に異動したり定年退職したりすることは、まず不可能に近い。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務教育学校標準法）や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（高校標準法）等に基づいて、児童・生徒数、クラス数、学科数などによって、学校の教職員定数が算出される。配置については、任命権者である地方自治体教育委員会に委ねられてはいるが、定数要求の作業や人事配置作業だけを他の公務員と切り離して、9月に遅らせることは、実務的に不可能である。

つまり、信頼する教員から安心して指導が受けられる保障が担保されなければ、他にいかなる理由があっても、9月入学など児童・生徒にとっては論外の話なのである。

② 日本の四季に応じた伝統的な学校行事に参加できる保障

今回の長引く新型コロナウイルス感染症の流行で、全国的に様々な学校行事が中止されたという話題が注目されている。修学旅行、共同宿泊学習、運動会、体育祭、文化祭、遠足等々、児童・生徒からすれば、楽しい学校行事が今年度は体験できなくなっている。以前、私は高校の校長をしていた時期があるが、もしその時今回のようなことが起こっていたらどうしていたかと考えれば、答えは、生徒たちがやりたいと考えていれば、形式を変えてもできる限り実施したと断言できる。日帰りでも何日かに分けてでも修学旅行はできると考えてしまう教員なのである。元々、明治・大正・昭和初期の修学旅行は、徒歩や機関車に乗って移動し、登山をしたり海に行ったりしていたわけで、その頃の白黒の写真を眺めると、

児童・生徒たちは皆笑顔で写っている。自分が教諭をしていた時は、生徒とともに学校行事の中味を創り上げることに授業と同等以上の価値を見だし、精力を傾けていた。主人公は、児童・生徒なのである。教職員は、彼らのために彼らとともに学校行事を計画・実施する手助けをするだけなのである。

諸外国の入学時期を調べると、1月（シンガポール、マレーシア、バングラデシュ、南アフリカ）、2月（オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル）、3月（韓国、アルゼンチン、チリ、ペルー）、4月（日本、インド、パキスタン、パナマ）、5月（タイ）、6月（フィリピン、ミャンマー）、8月（スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、ヨルダン、台湾）、9月（アメリカ、イギリス、アイルランド、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、オランダ、ベルギー、ギリシア、ロシア、カナダ、メキシコ、キューバ、モンゴル、中国、インドネシア、ヴェトナム、トルコ、イラン、サウジアラビア、エチオピア）10月（カンボジア、エジプト、ナイジェリア）など、9月入学は多いとは思われるが、国際基準なのかといえれば帰納法的に考えても無理がある。

明治維新後、新政府は当初9月入学を採用した。しかし、会計年度を合わせる必要から明治後半には4月入学を採用して現在に至っている。学制が変わっても国内で1世紀続いてきた4月入学と日本の四季に応じて創られた伝統的な学校行事の多くは、入学式や修学旅行など日本特有のものが多く。これらの日本特有の学校行事を9月入学に合わせて変質させることは、児童・生徒にとって有効なことなのかと考えると、甚だ疑問であると言える。

(2) 教職員の立場から想定する最も大きな課題

教職員が考える最も重要なことは、児童・生徒に対して責任を持って教育を提供することに尽きる。そのため、現在のように年度末の3月に定年退職したり、異動したり、任用期間が終了したあとに児童・生徒の教育を他の教員に委ねることは、責任放棄と捉える教職員が殆どである。

文部科学省が令和2年7月31日にWebサイトに掲載した「9月入学に関する課題の概要」の中に列挙されていた移行期における児童・生徒数の増加に対する「教職員の増員」という考え方では、これまでどおりの教育を提供することは極めて困難である。教科指導だけではなく、進路指導も生徒指導も特別活動の指導も、児童・生徒との人間関係を日ごろから構築した教職員が行うのである。教職員を増員したからといって、それだけでは効果がでないことは、現場の教職員が一番良く理解していることなのである。

今回、9月入学論議が突然起こり、二ヶ月程度で自然消滅的に終焉したが、その間も国内の教育関係者は悶々として議論の行き先を憂い、嘆いていただろうと推察しているし、私自身もその中の一人であったと思っている。ただ、この論議が始まった当初から、現場目線で考えていたのは私だけではないと考えている。以上のことから、無責任な議論があったとして忘却するのではなく、記録として残すことが後世に対する義務であり責任であると考え、研究紀要に書き残した次第である。

参考資料

- ・ 学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について（令和2年3月19日）文部科学省
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について（令和2年4月22日）文部科学省
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について（令和2年5月11日）文部科学省
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について（令和2年6月1日）文部科学省
- ・ 秋季入学に関する研究調査（昭和61年12月）臨時教育審議会秋季入学研究会
- ・ 臨時教育審議会第四次答申（昭和62年8月）
- ・ 中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」（平成9年6月）
- ・ 大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月）
- ・ 大学審議会答申「大学入試の改善について」（平成12年11月）
- ・ 教育改革国民会議「教育を変える17の提案」（平成12年12月）
- ・ 教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を」（平成19年1月）
- ・ 教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を」（平成19年6月）
- ・ 学事暦の多様化とギャップタームに関する検討会議意見のまとめ「学事暦の多様化とギャップイヤーを活用した学外学修プログラムの推進に向けて」（平成26年5月）
- ・ 「9月入学」に移行する際の主な課題と対応（令和2年7月31日掲載）文部科学省
- ・ 秋季入学に関する課題への対応策と必要な配慮点等について（令和2年7月31日掲載）文部科学省
- ・ 秋季入学（九月入学）に関する検討の経緯（令和2年7月31日掲載）文部科学省
- ・ 秋季入学に移行する場合における費用面での影響（令和2年7月31日掲載）文部科学省
- ・ 改正の検討が必要な法律（令和2年7月31日掲載）文部科学省
- ・ 教育不況からの脱出（平成20年7月）ロバート・D・エルドリッジ 晃洋書房
- ・ 秋学期と来年度以降の授業のあり方について（令和2年8月）早稲田大学総長田中愛治